令和６年２月２６日　総務文教委員会

総務部総務課

議 案 説 明 資 料

１　議案第１３号　田川市事務分掌条例の一部改正について　・・・Ｐ１

２　議案第１４号　田川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について　・・・Ｐ８

議案第１３号　田川市事務分掌条例の一部改正について

１　改正理由

市長公約の推進体制を本格的に整備するとともに、第６次総合計画の推進を図るための組織見直しを行うに当たり、市長の権限に属する事務を分掌させるための直近下位の内部組織を定める田川市事務分掌条例の一部を改正するものである。

２　改正の内容

⑴　「市民生活部」を「市民生活部」及び「福祉部」に分割再編する。

⑵　各部の分掌事務の見直しを行う。

３　改正後の規定内容

⑴　総務部

ア　秘書に関する事項

イ　職員に関する事項

ウ　総合政策に関する事項

エ　行政改革に関する事項

オ　議会及び行政一般に関する事項

カ　財政に関する事項

キ　契約に関する事項

ク　市有財産の総括に関する事項

ケ　他の部の所管に属しない事項

⑵　市民生活部

ア　人権・同和対策に関する事項

イ　男女共同参画に関する事項

ウ　市税に関する事項

エ　戸籍及び住民基本台帳に関する事項

オ　国民年金に関する事項

カ　国民健康保険その他保険医療に関する事項

キ　廃棄物の処理及び清掃、汚水処理並びに環境保全に関する事項

ク　市民参画及び市民協働に関する事項

ケ　防災安全に関する事項

⑶　福祉部

ア　地域福祉その他福祉行政一般に関する事項

イ　保健衛生に関する事項

ウ　生活支援に関する事項

エ　高齢者福祉に関する事項

オ　障がい者福祉に関する事項

カ　児童福祉に関する事項

⑷　建設経済部

ア　商工業及び企業に関する事項

イ　観光及び交流に関する事項

ウ　農林水産業に関する事項

エ　都市計画に関する事項

オ　交通に関する事項

カ　住宅及び建築に関する事項

キ　道路、河川その他の土木に関する事項

ク　国土調査に関する事項

４　施行期日

令和６年４月１日

５　新旧対照表（別紙１）

３ページ～５ページ

６　添付資料（別紙２）

６ページ～７ページ

○田川市事務分掌条例（平成８年条例第４号）新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）
（設置） 第１条　略 総務部 市民生活部 福祉部 建設経済部 （分掌事務） 第２条　各部の分掌する事務は、次のとおりとする。 ⑴　総務部 ア　秘書に関する事項 イ　職員に関する事項 ウ　総合政策に関する事項 エ　行政改革に関する事項 オ　議会及び行政一般に関する事項 カ　財政に関する事項 キ　契約に関する事項 ク　市有財産の総括に関する事項 ケ　他の部の所管に属しない事項	（設置） 第１条　略 総務部 市民生活部 建設経済部 （分掌事務） 第２条　各部の分掌する事務は、次のとおりとする。 総務部 ⑴　市の総合政策及び秘書に関する事項 ⑵　議会、職員、行政組織及び行政一般に関する事項 ⑶　市の予算、行政改革及び市有財産の総括並びに財政一般に関する事項 ⑷　市税に関する事項 ⑸　市民参画、協働及び防災安全に関する事項 ⑹　契約事務に関する事項 ⑺　他の部の所管に属しない事項

新（改正案）	旧（現行）
⑵　市民生活部	市民生活部
ア　人権・同和対策に関する事項	⑴　地域福祉その他福祉行政一般及び保健衛生に関する事項
イ　男女共同参画に関する事項	⑵　生活保護及び生活支援に関する事項
ウ　市税に関する事項	⑶　高齢者及び障害者の福祉並びに介護保険に関する事項
エ　戸籍及び住民基本台帳に関する事項	⑷　児童福祉に関する事項
オ　国民年金に関する事項	⑸　人権・同和対策及び男女共同参画の推進に関する事項
カ　国民健康保険その他保険医療に関する事項	⑹　戸籍、住民基本台帳、市民相談、国民年金及び国民健康保険その他保険医療に関する事項
キ　廃棄物の処理及び清掃、汚水処理並びに環境保全に関する事項	⑺　廃棄物の処理及び清掃、汚水処理並びに環境保全に関する事項
ク　市民参画及び市民協働に関する事項	
ケ　防災安全に関する事項	
⑶　福祉部	
ア　地域福祉その他福祉行政一般に関する事項	
イ　保健衛生に関する事項	
ウ　生活支援に関する事項	
エ　高齢者福祉に関する事項	
オ　障がい者福祉に関する事項	
カ　児童福祉に関する事項	
⑷　建設経済部	建設経済部
ア　商工業及び企業に関する事項	⑴　商工業、農林水産業及び企業に関する事項

新（改正案）	旧（現行）
イ　観光及び交流に関する事項 ウ　農林水産業に関する事項 エ　都市計画に関する事項 オ　交通に関する事項 カ　住宅及び建築に関する事項 キ　道路、河川その他の土木に関する事項 ク　国土調査に関する事項	⑵　観光、交流及び交通に関する事項 ⑶　都市計画に関する事項 ⑷　住宅及び建築に関する事項 ⑸　道路、河川その他の土木及び国土調査に関する事項

組織図

は組織変更がある部署
は事務分掌の変更のみがある部署

現行　（令和５年８月１日）

- 総務部
  - 経営企画課
    - 企画政策係
    - 行政改革推進係
    - 秘書広報係
  - 総務課
    - 総務法制係
    - 情報推進係
    - 人事係
    - 人事専門官
  - 財政課
    - 財政係
    - 契約検査係
  - 税務課
    - 市民税保険税係
    - 固定資産税係
    - 収納係
  - 安全安心まちづくり課
    - 市民協働推進係
    - 防災安全対策室
  - 財産活用課
    - 財産活用係
    - 財産管理係
- 市民生活部
  - 人権・同和対策課
    - 人権・同和対策係
    - 男女共同参画推進室
  - 市民課
    - 市民年金係
    - 保険係
  - 環境政策課
    - 環境政策係
    - 汚水処理対策室
    - 清掃管理係
  - 保健福祉課
    - 福祉政策係
    - 保健センター
    - 新型コロナウイルスワクチン接種対策室
  - 生活支援課
    - 総務係
    - 自立支援係
    - 保護一係
    - 保護二係
    - 保護三係
    - 保護四係
  - 高齢障害課
    - 高齢介護係
    - 障害者支援係
  - 子育て支援課
    - 子ども未来係
      - 幼稚園
      - 中央保育所
      - 西保育所
    - 子育て給付係
    - 子ども家庭支援室

見直し後　（令和６年４月１日）

- 総務部
  - 人事秘書課
    - 秘書係
    - 人事係
  - 経営企画課
    - 企画政策係
    - ＤＸ推進室
  - 総務課
    - 総務法制係
    - 情報管理係
  - 財政課
    - 財政係
    - 契約検査係
  - 財産活用課
    - 財産活用係
    - 財産管理係
- 市民生活部
  - 人権・同和対策課
    - 人権・同和対策係
    - 男女共同参画推進室
  - 税務課
    - 市民税保険税係
    - 固定資産税係
    - 収納係
  - 市民課
    - 市民年金係
    - 保険係
  - 環境政策課
    - 環境政策係
    - 汚水処理対策室
    - 清掃管理係
  - 安全安心まちづくり課
    - 市民協働推進係
    - 防災安全対策室
- 福祉部
  - 保健福祉課
    - 福祉政策係
    - 保健センター
  - 生活支援課
    - 総務係
    - 生活支援係
    - 保護一係
    - 保護二係
    - 保護三係
    - 保護四係
  - 高齢障がい課
    - 高齢介護係
    - 障がい者支援係
  - 子育て支援課
    - こども未来係
      - 幼稚園
      - 中央保育所
      - 西保育所
    - こども家庭センター

組織図

は組織変更がある部署
は事務分掌の変更のみがある部署

現行　（令和５年８月１日）

- 建設経済部
  - 産業振興課
    - 企業雇用商工係
    - たがわ魅力向上推進室
  - 農政課
    - 農業企画室
    - 農業振興係
  - 都市計画課
    - 都市整備係
    - コンパクトシティ推進室
  - 建築住宅課
    - 住宅政策係
    - 住宅管理係
    - 建築係
  - 土木課
    - 土木管理係
    - 土木係
    - 農業土木係
    - 国土調査室
  - 会計課
    - 会計係
- 市立病院
- 議会事務局
  - 議事調査係
- 教育部
  - 教育総務課
    - 総務係
    - 施設管理係
    - 学校給食係
  - 学校教育課
    - 学校教育係
  - 文化生涯学習課
    - 学習振興・人権教育係
    - 公民館・スポーツ係
    - 文化係
- 行政委員会事務局（監査、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会）
- 農業委員会事務局（農政課職員が併任）

※４部　３局　１院　２２課　　５７係（８室含む）

見直し後　（令和６年４月１日）

- 建設経済部
  - 産業振興課
    - 企業雇用商工係
    - たがわ魅力向上推進室
  - 農政課
    - 農業振興係
    - 農業土木係
  - 都市計画課
    - 都市整備係
    - コンパクトシティ推進室
  - 建築住宅課
    - 住宅政策係
    - 住宅管理係
    - 建築係
  - 土木課
    - 土木管理係
    - 土木係
    - 国土調査室
  - 会計課
    - 会計係
- 市立病院
- 議会事務局
  - 議事調査係
- 教育部
  - 教育総務課
    - 総務係
    - 施設管理係
    - 学校給食係
  - 学校教育課
    - 学校教育係
  - 文化生涯学習課
    - 学習振興・人権教育係
    - 公民館・スポーツ係
    - 文化係
- 行政委員会事務局（監査、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会）
- 農業委員会事務局（農政課職員が併任）

※５部　３局　１院　２３課　　５５係（７室含む）

議案第１４号　田川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

１　改正理由

⑴　経緯

令和５年４月１日に施行された農業経営基盤強化促進法の改正によって、高齢化等による農業者の減少や耕作放棄地の拡大を防止するため、令和６年度末までに『地域での協議の結果を踏まえた農地活用の地域計画』を策定することが市町村に義務づけられ、当該計画によって示す将来、概ね１０年後の農業を担う者を示した目標地図の素案作成を農業委員会が担うこととなった。

このことにより、本市農業委員会に所属する農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「委員等」という。）においては、農業委員会等に関する法律第６条第２項に定められた担い手への農地の集積・集約化など農地等の利用の最適化の推進のための活動（以下「最適化活動」という。）が増加しているため、国の間接補助である農地利用最適化交付金を財源とし報酬を規定するものである。

⑵　農業委員会の体制

ア　農業委員　１４名

イ　農地利用最適化推進委員　４名

⑶　予算措置について

最適化活動の増加を受け、従来の基礎的な報酬とは別に、活動や成果に応じた報酬を支給する必要性が生じたことから、新たに、最適化活動等の実績に応じて交付される『農地利用最適化交付金』を活用し、最適化活動を行った委員等への報酬の支給を行うため令和５年度内示額である1,594千円を財源として委員等報酬の増額補正を予定している。

【３月補正予定額】

歳入：農地利用最適化交付金　1,594千円（国の間接補助）

歳出：農業委員会委員報酬　　1,594千円（最適化活動分）

２　改正の内容

農地利用最適化交付金を財源とする報酬を措置するためには、条例に当該報酬の内容

を規定する必要があることから、田川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に、委員等の最適化活動に伴う報酬の内容及びその支払方法を規定し、令和５年４月１日から適用しようとするものである。

３　改正による影響及び効果

本改正によって、委員等の最適化活動に係る報酬を適正に執行することができる。

４　新旧対照表（別紙１）

１０ページ～１３ページ

５　添付資料

⑴　農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動項目一覧（別紙２）

１４ページ

⑵　目標地図の作成手順（別紙３）

１５ページ

（別紙１）

○田川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年条例第２５号）新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）
（報酬） 第１条　略 ２　前項の規定による報酬が月額又は年額で定められた者で、月の中途で就職し、退職し、又は死亡した場合の報酬は、日割りによって支給する。 ３　第１項の報酬の支給日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支給日とする。 ⑴　月額で定める者　その月分を毎月２１日に支給する。 ⑵　日額で定める者　その月分を翌月２１日までに支給する。 ⑶　年額で定める者　９月２１日及び３月２１日にそれぞれ当月分までを支給する。ただし、実績に応じて定める報酬については、その全額を当該年度の活動実績の報告があった日の翌月の末日までに支給する。 第２条　略	（報酬） 第１条　略 ２　前項の規定による報酬が月額又は年額で定められた者で、月の中途で就職し、退職し、又は死亡した場合の報酬は、日割によって支給する。 ３　第１項の報酬の支給日は、次の各号による。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支給日とする。 ⑴　月額者はその月分を毎月２１日に支給する。 ⑵　日額者はその月分を翌月２１日までに支給する。 ⑶　年額者は年２回に分ち９月２１日、３月２１日とし当月分まで支給する。 第２条　略

新（改正案）

（費用弁償）

第３条　略

２　略

３　前２項に定めるもののほか、旅費の支給方法については、田川市職員旅費支給条例（昭和４４年条例第１８号。以下「旅費支給条例」という。）の規定を準用する。この場合において、「その他の職務にあるもの」とあるのは「特別職の職員で非常勤のもの」と読み替えるものとする。

４及び５　略

第４条　略

附　則　略

別表第１（第１条関係）

職名			報酬の額（円）	
略	略	略	略	略
５	農業委員会	会長	月額	４３，２００
			年額	農地等の利用の最適化の推進（農業委員会等に関する法律

旧（現行）

（費用弁償）

第３条　略

２　略

３　前２項に定めるもののほか、旅費の支給方法については、田川市職員旅費支給条例（昭和４４年条例第１８号。以下「旅費支給条例」という。）の規定を準用する。この場合において、「その他の職務にある者」とあるのは「特別職の職員で非常勤の者」と読み替えるものとする。

４及び５　略

第４条　略

附　則　略

別表第１（第１条関係）

職名			報酬の額（円）	
略	略	略	略	略
５	農業委員会	会長	月額	４３，２００
		副会長	月額	３５，０００
		委員	月額	３２，０００
		農地利用最適化推	月額	３２，０００

新（改正案）					旧（現行）				
				（昭和２６年法律第８８号）第６条第２項に規定する農地等の利用の最適化の推進をいう。以下同じ。）のための活動の実績に応じ、市長が別に定める額			進委員		
					略	略	略	略	略
					７	地方自治法第１７４条の規定による専門委員		日額	３，３００
					略	略		略	略
					１０	臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者（専門的な知識経験又は識見を有する者であって、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他任命権者が定める事務を行うものに限る。）		予算の範囲内で定める額	
		副会長	月額	３５，０００	略	略		略	
			年額	農地等の利用の最適化の推進のための活動の実績に応じ、市長が別に定める額	備考　略				
		委員 農地利用最適化推進委員	月額	３２，０００	別表第２　略				
			年額	農地等の利用の最適化の推進のための活動の実績に応じ、市長が別に定める額					

新（改正案）				旧（現行）
略	略	略	略	略
７	地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７４条の規定による専門委員		日額	３，３００
略	略		略	略
１０	臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者（専門的な知識経験又は識見を有する者であって、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他任命権者が定める事務を行うものに限る。）		予算の範囲内において定める額	
略	略		略	

備考　略

別表第２　略

（別紙２）

農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動項目一覧

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">大項目</th><th colspan="2">中項目</th></tr>
<tr><th colspan="2">小項目</th></tr>
<tr><td colspan="2">１　法令による農業委員会の権限事項
（法第6条第1項）</td><td colspan="2">① 総会、研修会等の出席　② 事前相談、現地確認等　③ 紛争の調停・仲介
④ 農地情報収集・提供　⑤ その他</td></tr>
<tr><td rowspan="9">２　担い手への農地の集積・集約化
（法第6条第2項）</td><td rowspan="27">最適化活動</td><td colspan="2">①出し手・受け手の意向把握</td></tr>
<tr><td colspan="2">②話し合い活動への参加</td></tr>
<tr><td></td><td>ア　コーディネーター（座長等）　イ　農地地図を持参　ウ　農地情報の提供
エ　参加の呼びかけ・準備等　オ　その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">③関係機関との打ち合わせ</td></tr>
<tr><td colspan="2">④総会に出席し意見陳述（推進委員のみ）</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑤その他</td></tr>
<tr><td></td><td>ア　あっせん予定農地の案内　イ　書類等の作成支援　ウ　その他</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="9">３　遊休農地の発生防止・解消
（法第6条第2項）</td><td colspan="2">①現地確認</td></tr>
<tr><td></td><td>ア　利用状況調査　イ　利用状況調査以外の現地確認</td></tr>
<tr><td colspan="2">②利用意向調査（把握結果）</td></tr>
<tr><td></td><td>ア　自ら耕作　イ　農地バンクに貸付・売却希望　ウ　農地バンク以外に貸付売却希望</td></tr>
<tr><td colspan="2">③不明所有者等の探索</td></tr>
<tr><td></td><td>ア　登記状況の確認　イ　現地等での聞き込み　ウ　判明した権利者の同意取得</td></tr>
<tr><td colspan="2">④遊休農地の解消活動</td></tr>
<tr><td></td><td>ア　所有者への営農再開意向確認　イ　受け手への農地の仲介・あっせん</td></tr>
<tr><td></td><td>ウ　農地バンクへの情報提供　エ　委員自ら解消作業　オ　基盤整備の実施に向けた活動</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑤その他</td></tr>
<tr><td>４　新規参入の促進活動
（法第6条第2項）</td><td colspan="2">①希望者の相談対応　②新規参入者のフォローアップ　③相談会への参加
④参入希望者に対する講習・意見交換　⑤その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">５　法人化その他農業経営の合理化・農業一般に関する調査及び情報の提供
（法第6条第3項）</td><td colspan="2">① 経営の合理化の推進　② 農業者年金の普及推進
③ 全国農業新聞・全国農業図書普及推進　④ その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">６　農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する意見の提出
（法第6条第4項）</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

目標地図の作成手順

○　農業委員会は、現況地図に、農地の出し手・受け手の意向を踏まえ、目標地図の素案を作成し、**市町村に提出**しましょう。

○　素案の提出を受けた市町村は、農業委員会と一体的に、地域の徹底した話合いを通じて、**出し手・受け手との調整をできる限り進めましょう。**

○　調整に当たっては、「目標地図は、農地ごとに将来の受け手をイメージとして印すものであり、**これによって権利が設定されるものでない**こと」、「**権利設定のタイミングは目標年度まで柔軟に調整**でき、農地の出し手が将来耕作できなくなった段階で受け手が引き受ければよいこと」などを丁寧に説明しましょう。

あらかじめ新規就農者や有機農業などのためのエリア設定を行うことも効果的です。
エリア設定に当たっては自然災害などのリスクにも配慮しましょう。

＜現況地図から素案作成へ＞

農業委員会は、実質化した人・農地プランの現況地図を基に、受け手ごとに**集約化に向けた調整**をできる限り行いましょう。（実質化に取り組んでいる地域は、早急に現況地図を作成しましょう。）

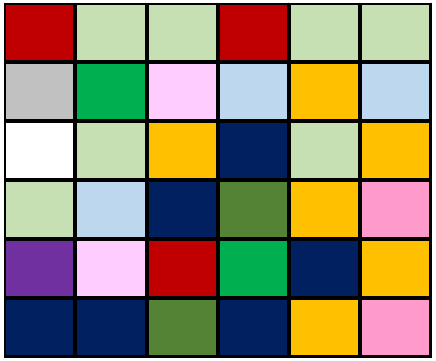

＜目標地図＞（当初）

受け手がいない地域では、
当面、例えば以下の対応を考えましょう。

①多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の活動組織の活用を検討
②JA等の農業支援サービス事業者等の活用を検討
③新規就農者や農業法人、企業の誘致を検討
④省力的な管理が可能である飼料作物の生産や放牧を検討

なお、市町村は、調整が整った範囲で目標地図に印しつつ、**受け手が直ちに見つからない等最終的な合意が得られなかった農地については、当初の目標地図では「今後検討等」**として受け手をあてはめないこともありえます。策定後**随時調整しながら更新**してください。

＜目標地図＞（将来）

農業者の意向等を踏まえ話合いを重ね、随時変更しながら**徐々に完成度を高め**ていきましょう。

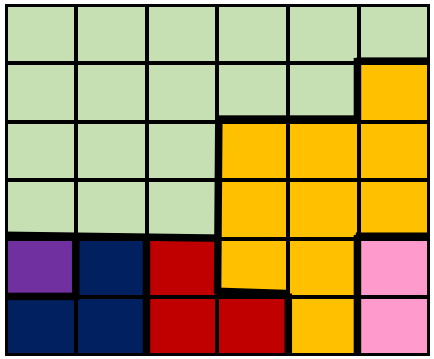

農地の受け手が見つからない、または不足している地域は、地域計画に新規就農者等の受入方法や目標地図には受入できるエリアなどを明記して、地域外の受け手が確認できるようにしましょう。